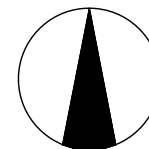


別図第1（第4条第2項関係）



【凡例】

 : 管理範囲



0 50 100 150 200 250 500m

別図第2（第4条第2項関係）



【凡例】

- : 地上工造物
- : 迎賓館
事業期間は2021年3月31日まで。
原状回復後、2021年7月1日（予定）より指定管理の対象区域に含む。
- : フットサル施設・コンビニエンスストア
事業期間は2034年3月31日まで。
原状回復後、2034年10月1日（予定）より指定管理の対象区域に含む。
- : スポーツ&健康増進施設
事業期間は2034年7月14日まで。
原状回復後、2035年1月15日（予定）より指定管理の対象区域に含む。
- : ドッグラン施設
事業期間は2034年11月28日まで。
原状回復後、2035年5月29日（予定）より指定管理の対象区域に含む。
- : あそび創造広場
事業期間は2035年12月22日まで。
原状回復後、2036年6月23日（予定）より指定管理の対象区域に含む。
- : 淀川左岸線延伸部工事使用箇所